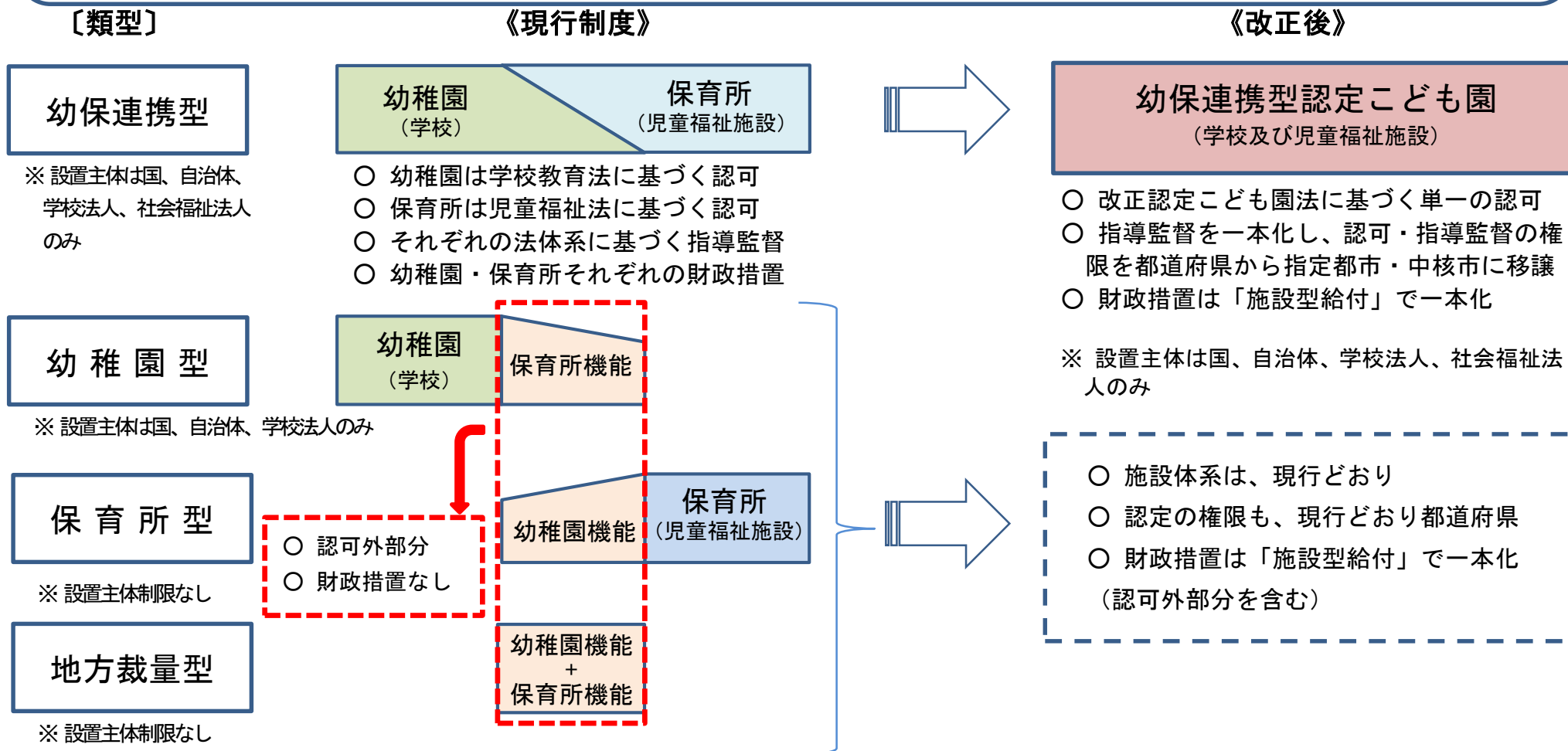


子ども・子育て支援新制度に関する参考資料

- 認定こども園について 1
- 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業について ... 2
- 施設型給付の流れについて 3
- 教育・保育給付の利用手続きについて 4
- 平成27年4月本格施行を想定したスケジュール 5

認定こども園について

- 改正認定こども園法により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭

[保育+子育て支援]

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを
行う家庭

[子育て支援]

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
[学校教育+保育+放課後児童
健全育成事業+子育て支援]

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを
行う家庭

[学校教育+子育て支援]

需要の調査・把握
(現在の利用状況・利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画

地方版子ども・子育て会議

計画的な整備

子育て当事者等の意見を反映

子ども・子育て支援給付

現金給付

児童手当

教育・保育給付

- 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所
- 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

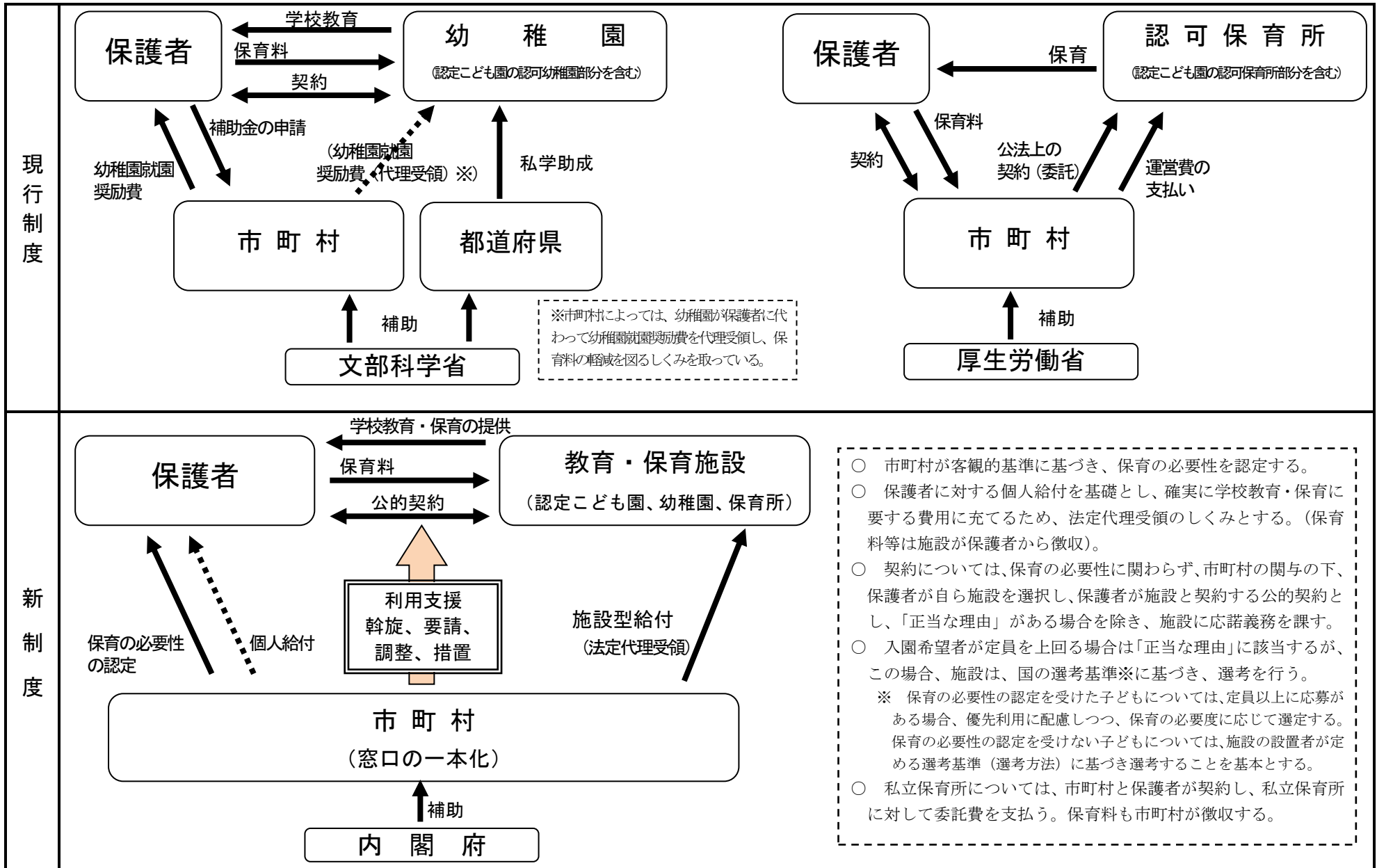
- 地域子育て支援拠点事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 養育支援訪問事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業 ※

※ 放課後児童健全育成事業の対象年齢を
おおむね10歳未満の小学生から小学校全学年に拡大。

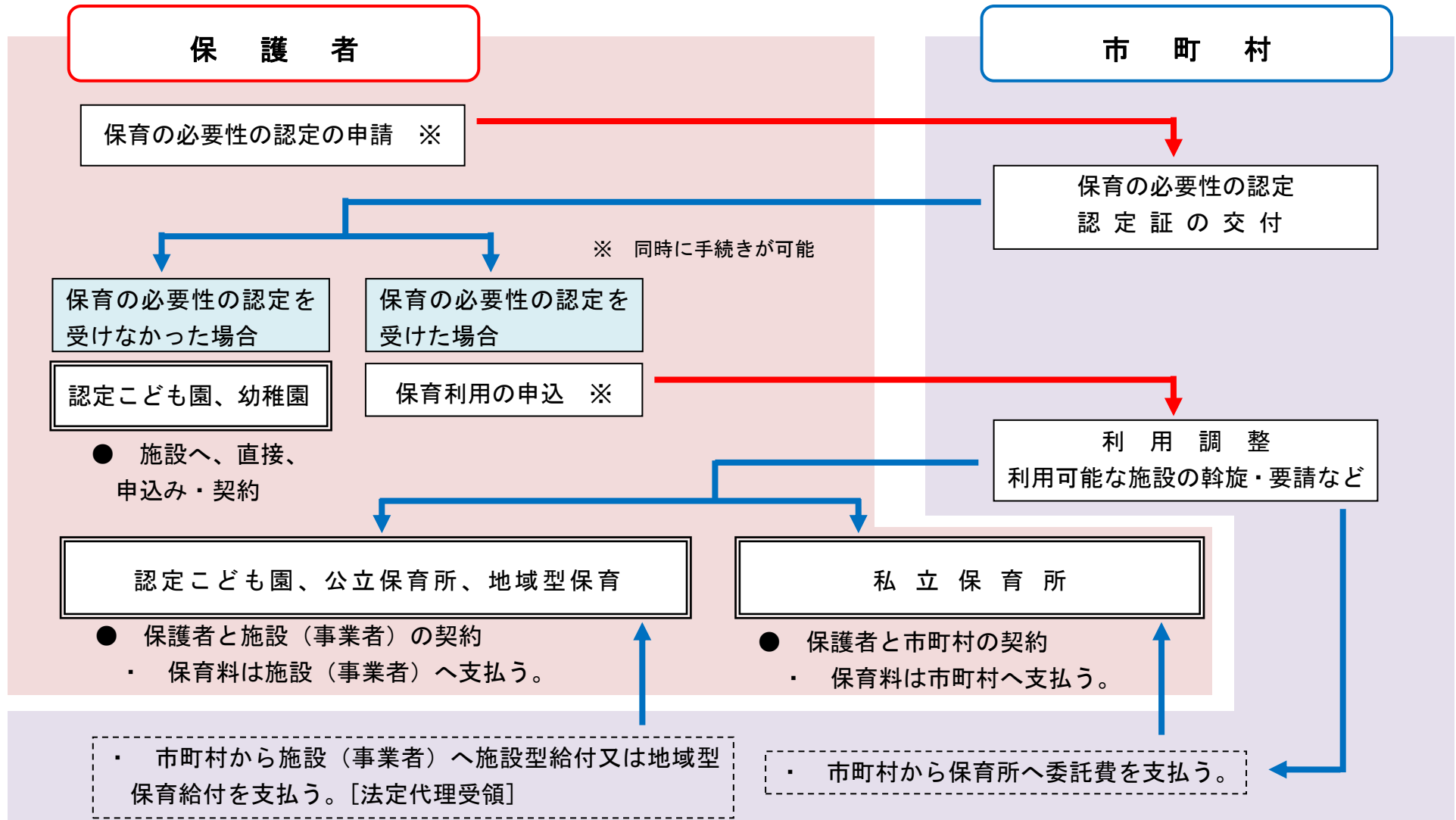
利用者支援

※ 子ども・子育て支援に係る給付の確実な受給や事業の円滑な利用のため、子ども・保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言等を行う。

施設型給付の流れについて



教育・保育給付の利用手続きについて



平成27年4月本格施行を想定したスケジュール



区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き（想定）	* 法律公布(8/22)	* 4月 子ども・子育て会議設置	* 4月 消費税8%に引き上げ	* 4月 本格施行 * 10月 消費税10%に引き上げ
基本指針		子ども・子育て会議等での検討		
地方版子ども・子育て会議 事業計画の策定	会議の設置についての検討	* 地方版子ども・子育て会議の設置 事業計画等を調査審議	* 計画素案に対する意見募集	
認可基準・確認基準 (幼保連携型認定こども園等)		子ども・子育て会議等での検討 (政省令案は順次公表)	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準		子ども・子育て会議等での検討 (政省令案は順次公表)		認定事務
公定価格 ※ 施設型給付・地域型保育給付 の額のこと	実態調査	実態調査、子ども・子育て会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業 (地域子ども・子育て支援事業)		子ども・子育て会議等での検討 (政省令案は順次公表)	条例の検討	届出受理・事業実施準備
制度管理システムの導入	制度管理システムの調査・検討	システム導入		
実施体制		子ども・子育て支援新制度施行準備室 (内閣府)		子ども・子育て本部 (内閣府)
関係団体等への説明		説明会の開催等		
市民向け広報		広報		